

技人国×派遣形態 申請チェックリスト（社内共有用）

更新日：2026-05-18（JST）

対象：派遣元（人材派遣会社）／派遣先（受入企業）／採用担当（人事・総務）

このチェックリストは、出入国在留管理庁の公式資料（令和8年2月公表）に基づき、「技術・人文知識・国際業務（技人国）」で派遣形態により就労する場合の申請前～申請後に必要な確認ポイントを、実務に落ちる形で整理したものです。

重要（公式資料の要点）

- 2026/3/9申請分から、提出書類（チェックシートの赤字部分）が変更
- 申請時点で派遣先が確定していない場合は、許可等を受けることができない
- 在留期間は派遣契約期間に応じて決定される
- 審査に際し、派遣先へ業務内容等の確認が行われる場合がある

※本資料は一般的整理です。最終的な提出書類・審査運用は、申請先の地方入管と公式ページで個別確認が必要

1. 申請前に固める（派遣元・派遣先の共通）

[A] 派遣先（受入企業）は確定しているか

- 派遣先の企業名／所在地／就労場所（支店・工場・店舗等の特定）を確定した
- 派遣契約期間（開始日・終了日）を確定した（在留期間に直結するため）
- 派遣先担当者が、業務内容の照会に回答できる（入管から連絡が来る可能性がある）

[B] 職務内容（主たる業務）は「技人国」に該当するよう設計できているか

- 職務の中心が、反復訓練で従事可能な単純作業（例：現場作業のみ）になっていない
- 職務説明が「店舗スタッフ」「軽作業」「梱包」等の曖昧な表現だけになっていない
- 学歴・職歴と職務の関連性を説明できる（専攻科目／実務経験／研修の必要性）
- 研修（現場OJT等）が含まれる場合、その範囲・期間・理由が説明できる（研修のための単純作業化に注意）

[C] 報酬・労働条件の整合

- 報酬は日本人と同等額以上の考え方に照らして説明できる
- 勤務地・労働時間・残業・休日・業務範囲が、契約書・雇用条件書で整合している

2. 書類準備（派遣元が中心／派遣先も協力）

[A] 公式チェックシート／誓約書（参考様式）

- 出入国在留管理庁が示す「派遣形態」用のチェックシート（最新版）を入手した
- 誓約書（派遣元用）を準備した（最新版）
- 誓約書（派遣先用）を準備した（最新版）

[B] 派遣契約・業務の立証

- 派遣契約書（職務内容・就労場所・期間が明確）を準備した
- 派遣先での活動内容・派遣契約期間が分かる資料を準備した
- 職務内容（主たる業務）を説明する資料を準備した（組織図、職務記述書、プロジェクト資料等）

[C] 申請人（本人）の立証

- 学歴（卒業証明・成績証明等）と専攻科目を説明できる資料を準備した
- 職歴（在職証明・職務内容）を準備した（必要な場合）
- 在留状況が良好であることを説明できる（留学生等の場合、資格外活動の逸脱等の有無を点検）

[D] 企業側（派遣元・派遣先）の立証

- 会社案内／登記事項証明等、事業実態が分かる資料を準備した
- 派遣先の事業内容と、就労業務の関連性が説明できる

※カテゴリー（3/4等）により追加資料が必要とされる場合があります。必ず公式ページと申請先の案内で確認し

3. 申請後～許可後（運用面の注意）

[A] 変更が生じる前に「対応方針」を決める

- 派遣先や業務内容の変更が発生し得る場合、どのタイミングで申請・届出が必要か社内で整理した
- 派遣契約の延長・短縮が発生した場合の在留管理（期限管理・更新準備）を整理した

[B] 監査・照会への備え（派遣先も当事者）

- 派遣先の現場責任者が、職務の実態を説明できる
- 実態と書類がズレないように、現場への周知（担当業務・兼務範囲）をした

[C] 不許可リスクの芽を潰す（典型）

- 「技人国の業務」と言いつつ、実態は店舗・現場の単純作業が中心になっていない
- 契約書上の職務が曖昧（店舗スタッフ等）になっていない
- 派遣先未確定のまま申請する運用が残っていない

4. 相談導線（最短でリスクを下げる）

次のようなケースは、個別確認が必要です（不許可・長期審査のリスクが上がります）。

- 職務の境界が曖昧（現場作業と専門業務が混在）
- 派遣先が複数・短期で変動する可能性がある
- 学歴／職歴と職務の関連性が弱い
- 報酬の説明が難しい（同等報酬の根拠が薄い）

丸忠物産では、採用（求人設計）～書類整備～登録支援・定着まで一貫して支援します。

まずは無料相談で、現状の「どこがリスクか」を短時間で棚卸ししましょう。

<https://hr.maruchu-bussan.co.jp/#contact>

【公式一次情報（参照）】

- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」：<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/gijyuu>
- （PDF）派遣形態で就労する場合の取扱い（令和8年2月）：<https://www.moj.go.jp/isa/content/0001460430.pdf>
- （PDF）「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等（最終改定 令和8年4月）：<https://www.moj.go.jp/isa/content/0001460430.pdf>